

災害救助法の適用地域のご契約者様へ

令和元年8月28日

Chubb 少額短期保険株式会社

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の災害につきまして、下記地域に災害救助法が適用されました。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に「継続契約の契約締結手続き」や「保険料払込（保険料のお支払い）」が一定期間猶予される特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望されるご契約者様は下記の担当窓口にお申し出ください。

適用の猶予期間には制限がございますので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者様からのお申し出により次の猶予が適用されますので、下記の担当窓口までお申し出ください。

1. 継続契約の契約締結手続きの猶予

災害救助法の適用日から最長2ヶ月間（令和元年10月31日まで）を限度に保険継続の契約手続きが猶予されます。

2. 保険料払込の猶予

災害救助法の適用日から最長2ヶ月間（令和元年10月31日まで）を限度に保険料払込（保険料のお支払い）が猶予されます。

被害のご連絡ご相談も承っておりますので、下記の担当窓口までお問合せください。

担当窓口： サービス・ダイヤル：0120-103-083

受付時間： 月～金 午前9時～午後5時 ※但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く。

災害救助法適用の状況（令和元年8月28日 現在）

本特別措置の適用期間に関しては、事態の推移により、延長することがあります。

法適用日	災害救助法適用市町村	
令和元年8月28日	佐賀県	佐賀市（さがし）、唐津市（からつし）、鳥栖市（とすし）、多久市（たくし）、伊万里市（いまりし）、武雄市（たけおし）、鹿島市（かしまし）、小城市（おぎし）、嬉野市（うれしのし）、神埼市（かんざきし）、神埼郡吉野ヶ里町（かんさきぐんよしのがりちょう）、三養基郡基山町（みやきぐんきやまちょう）、三養基郡上峰町（みやきぐんかみみねちょう）、三養基郡みやき町（みやきぐんみやきちょう）、東松浦郡玄海町（ひがしまつうらぐんげんかいちょう）、

		西松浦郡有田町（にしまつうらぐんありたちょう）、 杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう）、 杵島郡江北町（きしまぐんこうほくまち）、 杵島郡白石町（きしまぐんしろいしちょう）、 藤津郡太良町（ふじつぐんたらちょう）
--	--	--

以上